平成３０年（フ）第３９９号
札幌市手稲区富丘１条６丁目13番８号　メゾン・ド・ジュリアン202号
債務者　布川奈央子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４１３号
札幌市中央区宮の森１条８丁目３番12―202号
債務者　越前　ミキ
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４２６号
札幌市豊平区平岸１条16丁目８番26号　マンション長原２－１号
債務者　淡路　逸子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４７５号
札幌市清田区清田２条１丁目１番１―102号
債務者　野宮　芳徳
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２号
盛岡市厨川４丁目２番５－303号、前住所盛岡市南青山町18番55号　フィガロⅡ101号、前々住所岩手県上閉伊郡大槌町大槌第24地割33番地14
債務者　佐々木愛美
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１４号
福島県会津若松市居合町４番48号、前住所福島県会津若松市真宮新町南１丁目77番地　ハイナブリッサＣ101
債務者　湯田　春樹
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
群馬県前橋市富士見町時沢680番地６　パルティール　204号
債務者　中島　直樹
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４７号
群馬県前橋市西片貝町５丁目27番地14　サンヒルズ前橋　406号
債務者　田窪真由美
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５０号
群馬県前橋市元総社町938番地19　エルディムソメヤ　105号
債務者　小林　良章
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５２号
群馬県前橋市総社町植野211番地３　メゾンエスポワール　Ｂ―101号
債務者　綿貫　嘉晃（旧姓髙島）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５６号
群馬県前橋市天川大島町３丁目11番地９
債務者　関口ゆき子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第８６号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2415番地２
債務者　山内　順子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第８９号
埼玉県行田市城西２丁目１番15号
債務者　ＰＡＲＫ　ＫＩＳＯＯＮ　朴　　基順
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第９２号
埼玉県深谷市上柴町東１丁目11番地６
債務者　田村　悦子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第４３号
千葉県東金市南上宿22番地２　プリメーラ106
債務者　鈴木　照雄
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第７５号
静岡県沼津市上香貫二瀬川町1489番地の２　ハイツ朝201
債務者　三並　恭子（旧姓竹林）
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１４６号
京都市伏見区向島津田町176番地４　クレアトール23　307
債務者　伊林　恵子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係